

令和8年度 活動方針

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

全日本不動産政治連盟静岡県本部

【目的】

本会は不動産取引業者の政治意識を高揚し、不動産取引業制度の確立及び権益を擁護し、政治経済の研究を行なうと共に、国民生活の向上と健全なる議会政治体制の強化を図ることを目的とする。

【事業方針】

1. 不動産取引業者の地位向上のための諸施策の推進に関する事業
2. 政治経済の研究に関する事業
3. 政治資金規正法に基づく積極的な政治活動
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

《令和8年度 重点活動方針》

1. 組織改革を推進し、効率的な運営を行うとともに、更なる会員増強に努め、組織の充実強化を図る。
2. 会員に当本部の活動をより理解してもらうとともに、積極的な活動参加が得られるよう努める。
3. 顧問議員（国会議員、地方議員）を通じ、会員の権益擁護と消費者の利益に資する要望活動を行う。
4. 顧問国会議員及び地方議員の支援及び連携強化に努める。